

さやまの里介護予防短期入所利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設さやまの里（以下「当施設」という）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とす。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者がさやまの里介護予防短期入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得るものとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、約款、別紙1「介護老人保健施設さやまの里のご案内」及び別紙2「介護予防短期入所療養介護について」の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において「自立」「要介護」と認定された場合
- ② 利用者の介護予防サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された利用毎の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び扶養者に対し退所時に料金の合計額を請求し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を退所時に支払うものとします。なお、支払いの方法は、指定する銀行口座への振り込み又は当施設窓口にて支払うものとします。

3 当施設は、利用者及び扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び扶養者に対して、領収書を発行します。

4 当施設が別途料金表に掲げる費用の額について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録サービスを提供した日から5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、所定の手続きを経てこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設医師又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行う事とします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、介護予防支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守し

ます。

- ③ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。なお、医療機関への入院が決まった時点で当施設は退所となります。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

4 利用者に対し介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、介護予防支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる事とします。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

・虐待防止に関する責任者の選定及び措置

・成年後見制度の利用支援

・介護相談員の受け入れ

2 当施設は、サービス提供中に当該施設従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護予防短期療養介護サービスに対しての要望又は苦情等について下記の窓口申し出る事が出来ます。

【事業所の窓口】

さやまの里 支援相談員又は、備え付けの「ご意見箱」へ

【市町村の窓口】

大阪狭山市保健福祉部介護保険課

電話 072-366-0011

【大阪府の窓口】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課施設指導グループ

電話 06-6944-7203

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会

電話 06-6949-5418

- 2 当施設は、要望又は苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。なお、要望又は苦情申し立てなどを行ったことを理由としてなんら不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第12条 介護予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議し定めることとします。

〈別紙1〉介護老人保健施設さやまの里のご案内

1. 施設の概要

(1) 法人の名称等

- ・法人名 医療法人 六三（むつみ）会
- ・法人開設年月日 平成 3年 6月26日
- ・法人所在地 大阪狭山市岩室3丁目216番地の1
- ・代表者氏名 理事長 阪本 栄

(2) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 さやまの里
- ・開設年月日 平成8年4月9日
- ・所在地 大阪狭山市岩室2丁目185-11
- ・電話番号 072-365-5878 ・ファクス番号 072-365-4011
- ・管理者名 阪本 秀樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2759380013号）

(3) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設さやまの里（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護・介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士、介護支援専門員、事務員等が要支援状態の利用者に対して、適切なサービスを提供することを目的とします。

(4) 運営の方針

当施設が実施するサービスは、要支援状態と認定された利用者に対し、心身の状況、病歴等を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るものとします。

また、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

(5) 施設の職員体制 <入所>

平成 24 年 2 月 1 日現在

職 種	業務内容	基準人員	実人員
医 師	健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講ずる	1 名	1.3 名
看 護 職 員	看護（投薬・検温・血圧測定等の医療行為） 施設サービス計画の作成補助	7 名	11 名
介 護 職 員	施設サービス計画に基づく介護 日常生活全般にわたる介護業務を行う	18 名	24.8 名
支 援 相 談 員	相談業務・市町村との連携を行う	1 名	2 名
理学・作業療法士	リハビリテーション実施計画の作成・機能回復訓練	1.5 名	2.5 名
栄 養 士	献立の作成・栄養管理指導	1 名	2 名
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・要介護認定の申請支援	1 名	1 名
事 務 職 員	事務処理を行う	1 名	2.5 名

(6) 入所・通所定員数等

・入所定員 75名 ・通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時～
昼食 12時～
夕食 18時～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理容サービス
- ⑨ 行政手続き代行（介護認定申請）

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

名 称 大阪さやま病院
住 所 大阪狭山市岩室3丁目216-1
電 話 072-365-0181
診療科 精神科・心療内科・内科

・ 歯科医療機関

名 称 大阪さやま病院・歯科
住 所 大阪狭山市岩室3丁目216-1
電 話 072-365-0181

上記以外にも、状態に応じて、利用者又は扶養者の希望に応じて近隣の医療機関にも協力いただいております。

・ 緊急時の連絡先：

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
なお、連絡先は、必ず連絡が着くよう複数箇所お知らせください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・ 面会

面会時間は、午前10時から午後5時までとなっております。ただし、入浴時間、機能訓練の時間は、利用者個人によって異なりますのでご確認ください。また、施設では、お誕生日などの行事等も企画しておりますので一緒にご参加ください。面会時には、必ず面会簿にご記入願います。

・ 外出

・ 外出に伴い食事・投薬等の準備がございますので決まり次第ご連絡ください。

・ タバコについて

施設内は、原則『禁煙』となっております。

・ 所持品、備品等の持ち込み

持ち物には、すべて名前をお書きください。また、必要以上の荷物の持ち込みはご遠慮ください。

・ 金銭、貴重品の管理

盗難・事故防止のため、金銭及び高価な品物の所持はお断りしています。
なお、施設内での金品の紛失については、当施設として一切責任を負えません。

・ 施設利用時の施設外での受診

入所中又は外出中に、他の医療機関を受診することはできません。受診を希望する場合は、必ず施設に申し出て、施設の発行する文書を持参して頂きます。
なお、病状により入院が必要となった場合は、当施設は退所となります。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 自動火災報知機、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段等
- ・ 防災訓練 年2回（10月、3月）
2回のうち1回は、夜間対応とする

6. 禁止事項

- ① 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただく為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ② 喧嘩もしくは口論をなし、または楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 指定した場所以外で火気を用い、又は、就寝し、若しくは寝具の上で喫煙すること。
- ④ 故意に施設若しくは物品に障害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- ⑤ 金銭又は物品の頼み事をする事。
- ⑥ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑦ 無断で備品の位置、又は形状をかえること。
- ⑧ 施設及び職員に対する心遣い。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

【事業所の窓口】

さやまの里 支援相談員又は、備え付けの「ご意見箱」へ

【市町村の窓口】

大阪狭山市保健福祉部介護保険課

電話 072-366-0011

【大阪府の窓口】

大阪府福祉部高齢介護室施設課施設指導グループ

電話 06-6944-7203

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会

電話 06-6949-5418

〈別紙2〉 介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金（施設利用料）

介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払いを受けるものとします。

※入所時及び退所時に送迎を行った場合には、別途料金が加算されます。

(2) その他の料金

食費・滞在費・日用品代・教養娯楽費・特別な室料・電気代等

※上記、(1)・(2)の詳しい料金については、別途料金表をご覧ください。

(3) 支払い方法

退所時に請求書を発行しますので、退所時にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

(4) 利用料変更に係る手続き関係

別途料金表に掲げる費用の額について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します

さやまの里

介護予防短期入所療養介護

《利用約款》

利用者名 _____ 殿

担当相談員 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

介護予防短期入所療養介護利用同意書

さやまの里 介護予防短期入所利用同意書

さやまの里を介護予防短期入所利用するにあたり、約款及び別紙1・2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

平成 年 月 日

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____

⑩

〈扶養者又は代理人等〉

住 所 _____

氏 名 _____

⑩

介護老人保健施設 さやまの里

施設長 阪本 秀樹 殿

【請求書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	
携帯番号	

【緊急時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	
携帯番号	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	
携帯番号	

約款説明者氏名 _____

⑩

